

選定療養費改定のお知らせ

令和 2 年 4 月の診療報酬改定により、外来医療の機能分化の推進を図るため、特定機能病院および地域医療支援病院（一般病床 200 床未満を除く）に対して、他の医療機関等の紹介状なしに受診する場合には、初診時又は再診時に患者さんから定額負担を徴収することとなりました。

ついては、この改定に基づき、初診時・再診時の選定療養費として、以下のとおりの料金を徴収させていただきます。

【初診時選定療養費】

5, 500円(税込)

紹介状を持たずに受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用

【再診時選定療養費】

2, 750円(税込)

当院が他の医療機関に対して紹介を行ったにもかかわらず、引き続き受診される場合に、通常の医療費の他に別途ご負担いただく費用